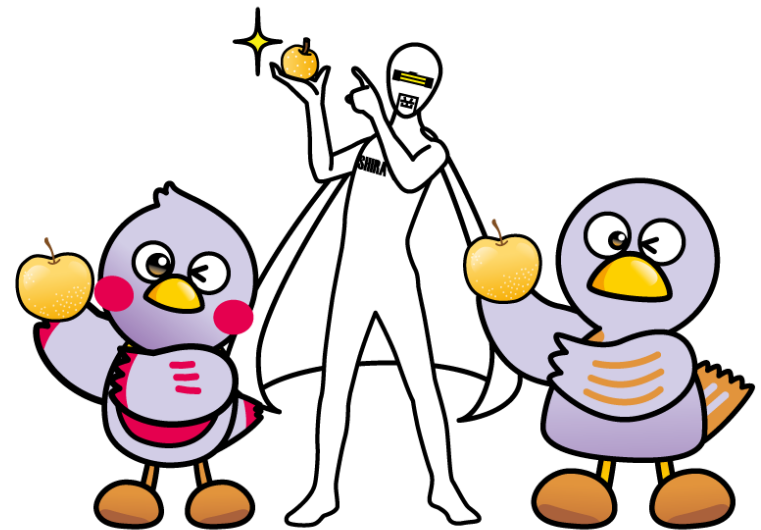


2022年7月14日（木）

しらおか男女共同参画推進会議及び  
白岡市女性政策庁内推進会議合同研修会

# 男女共同参画社会の実現に向けた 国の動向や県の取組



埼玉県人権・男女共同参画課  
男女共同参画担当

# 日本における 男女共同参画の現状・取組



# 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）

→ 男性と女性が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のこと。

職場に活気

家庭生活の充実

地域力の向上

ひとりひとりの豊かな人生

仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、男女が共に夢や希望を実現

# 男女共同参画社会基本法

1999(平成11)年6月23日公布・施行

## 基本理念

男女共同参画社会を実現するための5つの柱

- ・ 男女の人権の尊重 (第3条)
- ・ 社会における制度又は慣行についての配慮 (第4条)
- ・ 政策等の立案及び決定への共同参画 (第5条)
- ・ 家庭生活における活動と他の活動の両立 (第6条)
- ・ 国際的協調 (第7条)

## 国・地方公共団体及び国民の役割 (第8～10条)

### 国の責務

- ・ 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- ・ 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

### 地方公共団体の責務

- ・ 基本理念に基づき、男女共同参画づくりのための施策に取り組む
- ・ 地域の特性を活かした施策の展開

### 国民の責務

- ・ 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

# 社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響
- (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3) 人生100年時代の到来（女性の51.1%が90歳まで生存）
- (4) 法律・制度の整備（働き方改革等）
- (5) デジタル化社会への対応（Society 5.0）
- (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動
- (7) 頻発する大規模災害（女性の視点からの防災）
- (8) ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

出典：内閣府男女共同参画局「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和2年12月25日閣議決定）」

# ジェンダー・ギャップ指数 (GGI) 2021年

- ・ スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」(ダボス会議)が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、**0が完全不平等、1が完全平等**。
- ・ **日本は156か国中120位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。**

● アイランド(0.892)  
1位/156か国

◆ 日本(0.656)  
120位/156か国

▲ 平均(0.677)

政治参画(0.061)

- ・ 国会議員の男女比
- ・ 閣僚の男女比
- ・ 最近50年における  
行政の長の在任年数の男女比

経済参画(0.604)

- ・ 労働参加率の男女比
- ・ 同一労働における賃金の男女格差
- ・ 推定勤労所得の男女比
- ・ 管理的職業従事者の男女比
- ・ 専門・技術者の男女比

教育(0.983)

- ・ 識字率の男女比
- ・ 初等教育就学率の男女比
- ・ 中等教育就学率の男女比
- ・ 高等教育就学率の男女比

健康(0.973)

- ・ 出生児性比
- ・ 健康寿命の男女比

順位	国名	値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.840
5	スウェーデン	0.823
11	ドイツ	0.796
16	フランス	0.784
23	英国	0.775
24	カナダ	0.772
30	アメリカ	0.763
63	イタリア	0.721
79	タイ	0.710
81	ロシア	0.708
87	ベトナム	0.701
101	インドネシア	0.688
102	韓国	0.687
107	中国	0.682
119	アンゴラ	0.657
<b>120</b>	<b>日本</b>	<b>0.656</b>
121	シエラレオネ	0.655

- (備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より作成  
 2. スコアが低い項目は赤字で記載  
 3. 分野別の順位: **経済(117位)**、**教育(92位)**、**健康(65位)**、**政治(147位)**

# 女性議員比率の国際比較

日本の順位（衆議院女性議員比率）は、**190か国中166位**。

順位	国名	下院又は一院制		女性割合	女性/議席
		女性割合	女性/議席		
1	ルワンダ	61.3	49/80		
2	キューバ	53.4	313/586		
3	アラブ首長国連邦	50.0	20/40		
4	ニカラグア	48.4	44/91		
5	ニュージーランド	48.3	58/120		
6	メキシコ	48.2	241/500		
7	スウェーデン	47.0	164/349		
8	グレナダ	46.7	7/15		
9	アンドラ	46.4	13/28		
10	ボリビア	46.2	60/130		
...					
27	フランス	39.5	228/577		
...					
35	イタリア	35.7	225/630		
...					
39	イギリス	33.9	220/650		
...					
49	ドイツ	31.5	223/709		
...					
52	カナダ	29.6	100/338		
...					
67	アメリカ	27.3	118/433		
...					
86	中国	24.9	742/2975		
...					
93	レソト	23.3	28/120		
94	チェコ	23.0	46/200		
"	赤道ギニア	23.0	23/100		
...					
121	韓国	19.0	57/300		
...					
148	インド	14.4	78/540		
149	ギニアビサウ	13.7	14/102		
...					
166	日本	9.9	46/464		
167	カタール	9.8	4/41		
...					
188	ミクロネシア連邦	0.0	0/14		
"	パプアニューギニア	0.0	0/111		
"	バヌアツ	0.0	0/52		

仮に参議院の女性議員比率（23.0%）で比較した場合、日本の順位は、190か国中94位

仮に衆議院と参議院の合計の女性議員比率（14.4%）で比較した場合、日本の順位は、190か国中148位

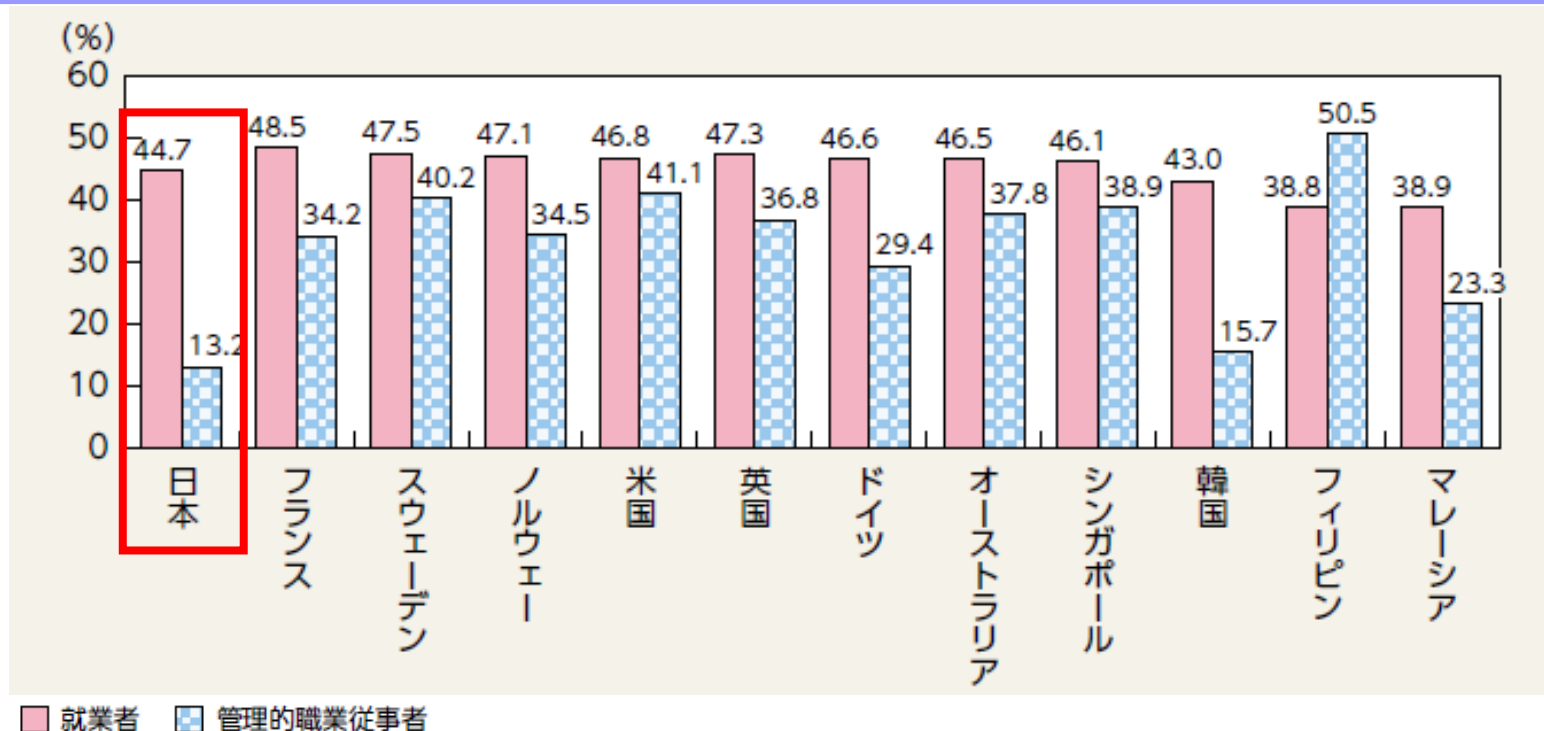
衆議院の女性議員比率（9.9%）**190か国中166位**

※日本は、2022年4月現在（衆議院女性議員比率は4月28日現在、参議院女性議員比率は5月23日現在）。その他の国は、2021年1月1日時点。

※日本の出典は、衆議院及び参議院HP。その他の国の出典は、IPU（列国議会同盟）Women in politics:2021。下院又は一院制議会における女性議員比率。

# 諸外国の就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合

- ・ **就業者に占める女性の割合は**、日本は令和3（2021）年は44.7%であり、**諸外国と比較して大きな差はない**。
- ・ 一方、**管理的職業従事者に占める女性の割合は**、諸外国ではおおむね30%以上となっているが、日本は令和3（2021）年は13.2%となっており、**諸外国と比べて低い水準**となっている。



- (備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」（令和3（2021）年）、その他の国はILO “ILOSTAT” より作成。  
2. 日本は令和3（2021）年、米国、韓国は令和2（2020）年、オーストラリアは平成30（2018）年、その他の国は令和元（2019）年の値。  
3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。



# 202030目標

## 【2003年に政府が掲げた目標】

社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する。

- ・ この目標に向けて、女性就業者数や上場企業女性役員数の増加等、道筋をつけてきたが、全体として「30%」の水準に到達しそうとは言えない状況。
- ・ 国際社会に目を向けると諸外国の推進スピードは速く、日本は遅れている。

実現できず！

## ●進捗が遅れている要因

**政治分野**（有権者の約52%は女性）

- ・ 立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難
- ・ 人材育成の機会の不足
- ・ 候補者や政治家に対するハラスメント

**経済分野**

- ・ 管理職・役員へのパイプラインの構築が途上

**社会全体**

- ・ 固定的な性別役割分担意識

# 第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～

令和2年12月25日閣議決定

## 《新しい目標》

- ◆2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。
- ◆そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。

# 第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第7分野 生涯を通じた健康支援
- 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
- 第9分野 各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

# 第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～

## 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

### 【ポイント】

- 政党に対し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨に沿って女性候補者の割合を高めることを要請
- 地方議会における取組の要請（議員活動と家庭生活との両立、ハラスメント防止）
- 最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等の関係方面に要請

### （参考）

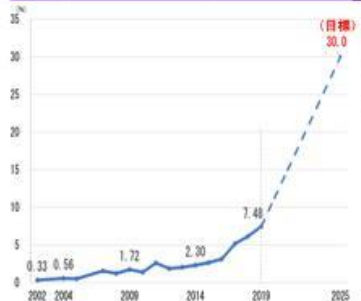
- ・衆議院の女性議員比率 9.9%、参議院の女性議員比率22.9%  
（出典）衆議院HP、参議院HPより内閣府確認
- ・裁判官に占める女性割合 22.6%、女性最高裁判事 15名中2名  
（出典）内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（2020）
- ・国家公務員の各役職段階に占める女性の割合  
指定職相当 4.4%、本省課室長相当職 5.9%  
（出典）内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」（2020）

## 第2分野 雇用分野、仕事と生活の調和

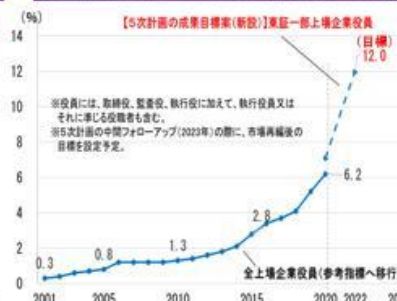
### 【ポイント】

- 男性の育児休業取得率の向上
- 就活セクハラ防止

### （参考）民間企業における男性の育児休業取得率



### （参考）東証一部上場企業役員に占める女性の割合



## 第3分野 地域

### 【ポイント】

- 地域活動における女性の活躍・男女共同参画が重要
- 固定的な性別役割分担意識等を背景に、若い女性の大都市圏への流出が増大。地域経済にとっても男女共同参画が不可欠
- 地域における女性デジタル人材の育成など学び直しを推進
- 女性農林水産業者の活躍推進

### （参考）地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合



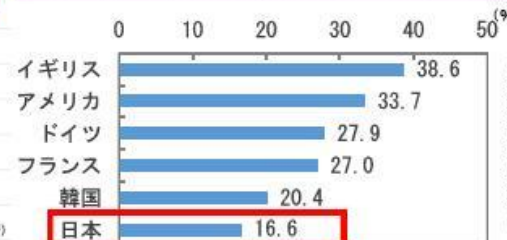
（出典）総務省「住民基本台帳人口移動報告」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」により内閣府で算出。

## 第4分野 科学技術・学術

### 【ポイント】

- 若手研究者ポストや研究費採択で、育児等による研究中断に配慮した応募要件
- 女子生徒の理工系進路選択の促進

### （参考）研究職・技術職に占める女性の割合



### 女性ノーベル賞受賞者数 (自然科学分野)

アメリカ	9名
欧州	10名
その他(※)	4名
日本	0名

※イスラエル、オーストラリア、中国、カナダ

# 第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～

## 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

### 【ポイント】

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間を「集中強化期間」として取組を推進
- 「生命（いのち）を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ことを教える教育
- 新型コロナウイルス感染症に対応するため、DV相談支援体制を強化

（参考）コロナ禍によるDV・性暴力の相談件数の増加

- ・DV：5月、6月は前年同月の1.6倍
- ・性暴力：4～9月は前年同期の1.2倍

## 第6分野 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重

### 【ポイント】

- ひとり親家庭への養育費の支払い確保
- 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

（参考）ひとり親家庭が置かれた状況

およそ30年間で、母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍

母子世帯数（注） 123万世帯（ひとり親世帯の約87%）  
父子世帯数（注） 18万世帯（ひとり親世帯の約13%）  
（注）母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

平成28(2016)年	母子世帯	父子世帯	一般世帯(参考)
<b>就業率</b>	<b>81.8%</b>	85.4%	女性66.0% 男性82.5%
雇用者のうち			
正規	47.7%	89.7%	女性45.9% 男性82.1%
雇用者のうち			
非正規	<b>52.3%</b>	10.3%	女性54.1% 男性17.9%
<b>平均年間 就労収入</b>	<b>200万円</b> 正規:305万円 パート・アルバイト等:133万円	398万円 正規:428万円 パート・アルバイト等:190万円	平均給与所得 女性280万円 男性521万円
<b>養育費 受取率</b>	<b>24.3%</b>	3.2%	—

## 第7分野 生涯を通じた健康支援

### 【ポイント】

- 不妊治療の保険適用の実現。それまでの間、現行の助成制度の大幅な拡大。仕事との両立環境の整備
- 緊急避妊薬について検討
- 「スポーツ団体ガバナンスコード」に基づく各中央競技団体における女性理事の目標割合（40%）の達成に向けた取組

（参考）不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合



（出典）国立社会保障・人口問題研究所「社会保障・人口問題基本調査」（各年版）  
（注）妻の年齢が50歳未満の初婚どうしの夫婦を対象（回答者は妻）に調査

## 第8分野 防災・復興等

### 【ポイント】

- 女性の視点からの防災・復興ガイドラインに基づく取組の浸透、地方公共団体との連携

（参考）ガイドラインの主な内容

- 避難所の責任者には男女両方を配置する
- プライバシーの十分に確保された間仕切りを用いる
- 男女別の更衣室や、授乳室を設ける
- 女性用品（生理用品、下着等）は女性担当者が配布を行う
- 女性トイレと男性トイレは離れた場所に設置する
- 性暴力・DV防止ポスターを、避難所の見やすい場所に掲示する
- 自治体の災害対策本部において、下部組織に必ず男女共同参画担当部局の職員を配置する

# 第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～

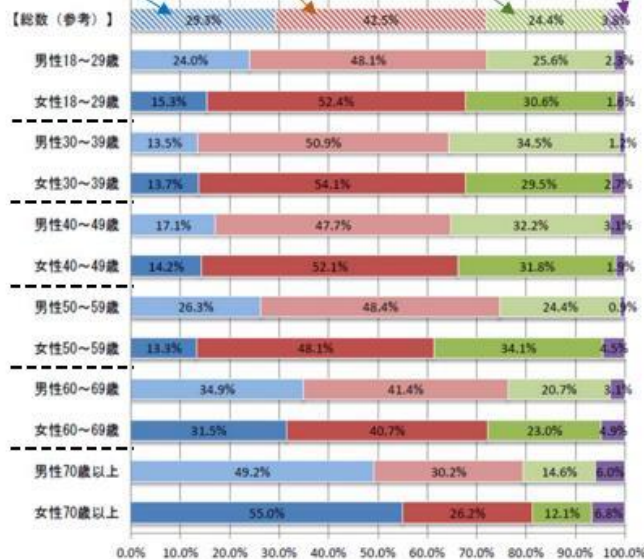
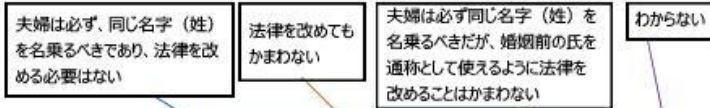
## 第9分野 各種制度等の整備

### 【ポイント】

- 税制や社会保障制度をはじめとする社会制度全般について、経済社会情勢を踏まえて不断に見直し
- 各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう、マイナンバーも活用しつつ、見直しを検討
- 第3号被保険者については、縮小する方向で検討
- 旧姓の通称使用拡大
- 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める

### （参考）選択的夫婦別氏制度に関する調査結果

（出典）内閣府「家族の法制に関する世論調査（2017年）」



## 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

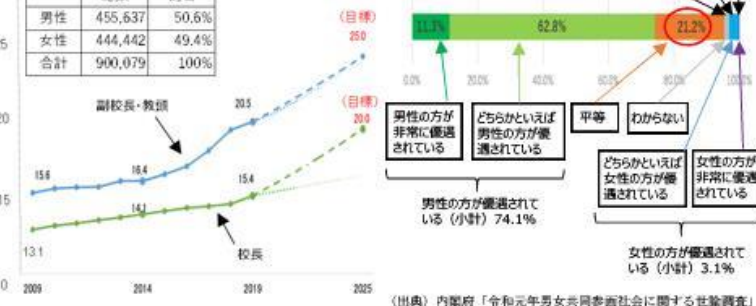
### 【ポイント】

- 校長・教頭への女性の登用
- 医学部入試について、男女別合格率の開示促進

（参考）初等中等教育機関における管理職の割合

<初等中等教育機関における教員>

	総数	割合
男性	455,637	50.6%
女性	444,442	49.4%
合計	900,079	100%



（参考）社会全体における男女の地位の平等感

## 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

### 【ポイント】

- 我が国が国際会議の議長国となる場合、ジェンダー平等を全ての大臣会合においてアジェンダとして取り上げる

## IV 推進体制の強化

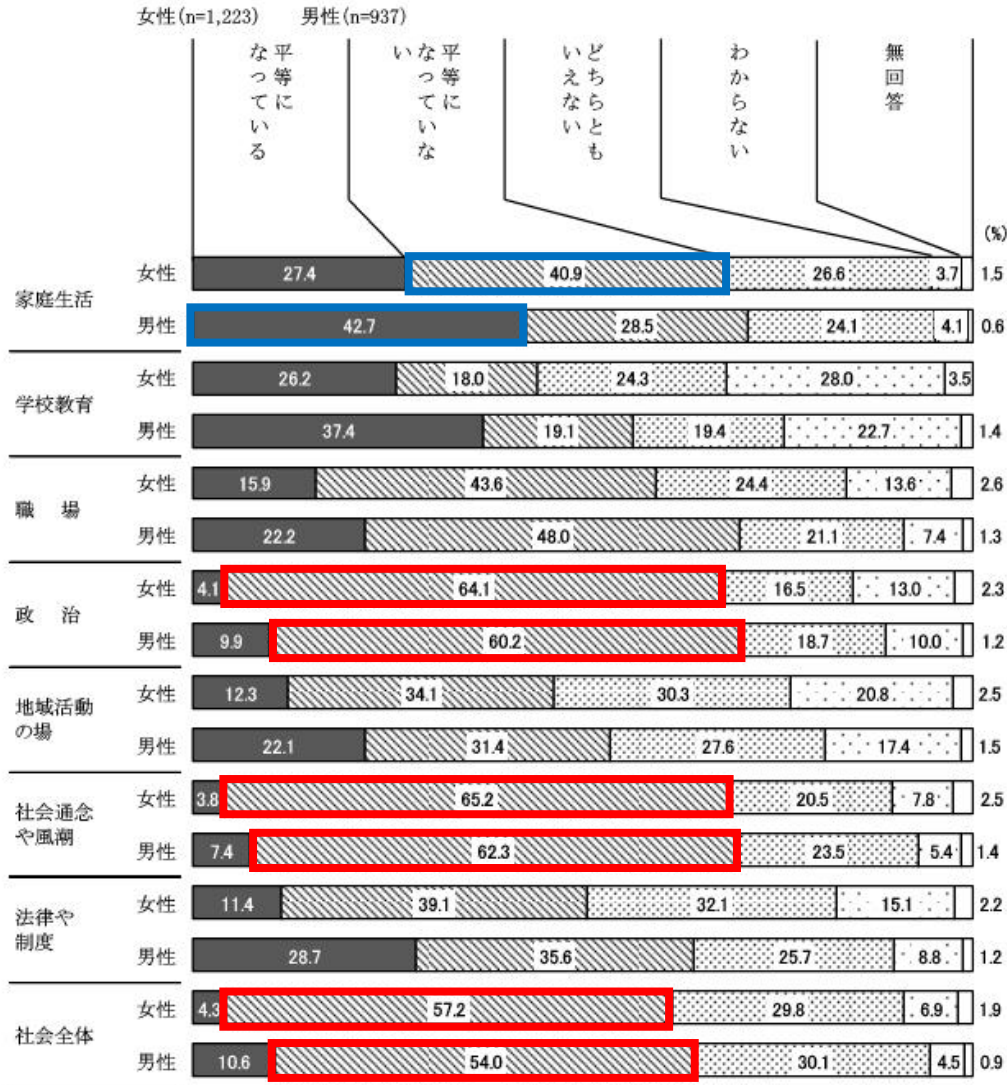
### 【ポイント】

- EBPMの観点を踏まえ、計画中間年（令和5年度目途）における点検・評価を実施
- 男女共同参画の推進に当たっては、若年層を含め国民の幅広い意見を反映
- 地域における男女共同参画センターの機能強化

# 埼玉県における 男女共同参画の現状・取組



## 男女の地位の平等感



男女平等に関する意識では、男女とも【政治】【社会通念や風潮】【社会全体】に不平等感を強く感じている。

また、【家庭生活】において男女の意識差が大きくなっており「平等になっている」は15.3ポイント男性の方が高く、「平等になっていない」は12.4ポイント女性の方が高くなっている。

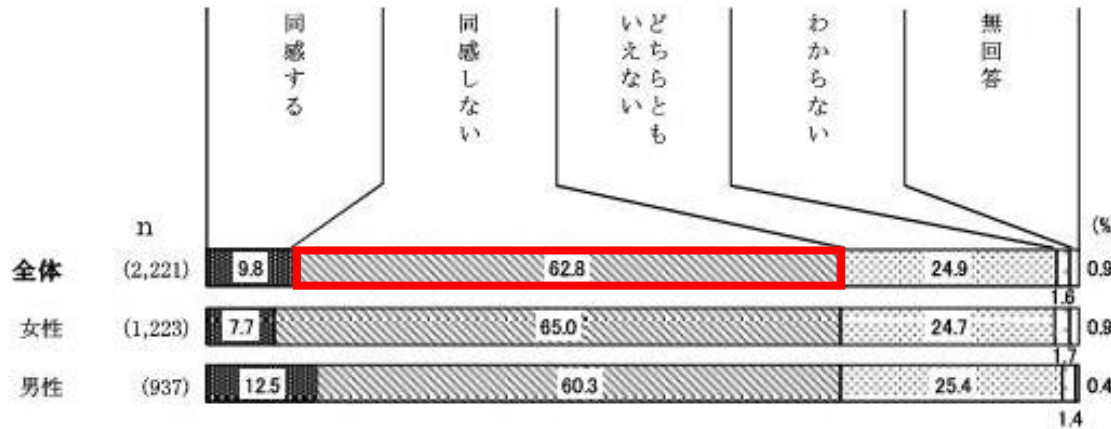


# 埼玉県の男女共同参画の現状 意識②

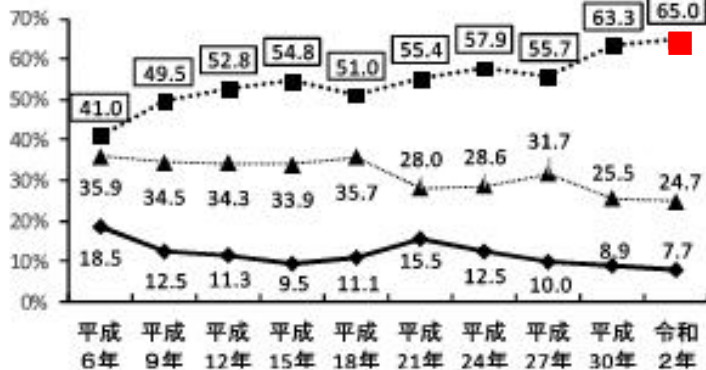
## 性別による役割分担意識 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について

性別役割分担に「同感しない」が6割台半ば、「同感する」は1割弱となっている。

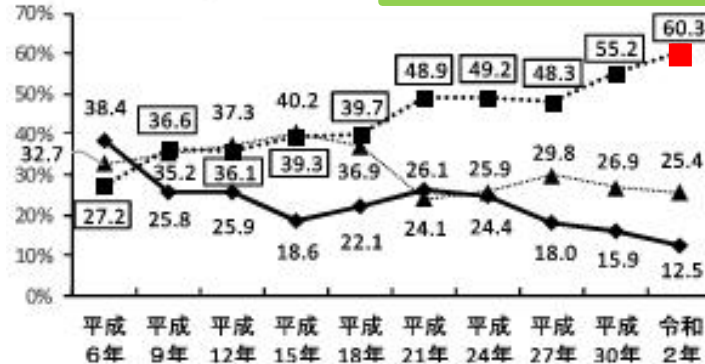
「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識について、男女ともに、「同感しない」の割合が増え、「同感する」割合が減っている。また、男性の「同感しない」が初めて6割を超えた。



### 《女性》



### 《男性》

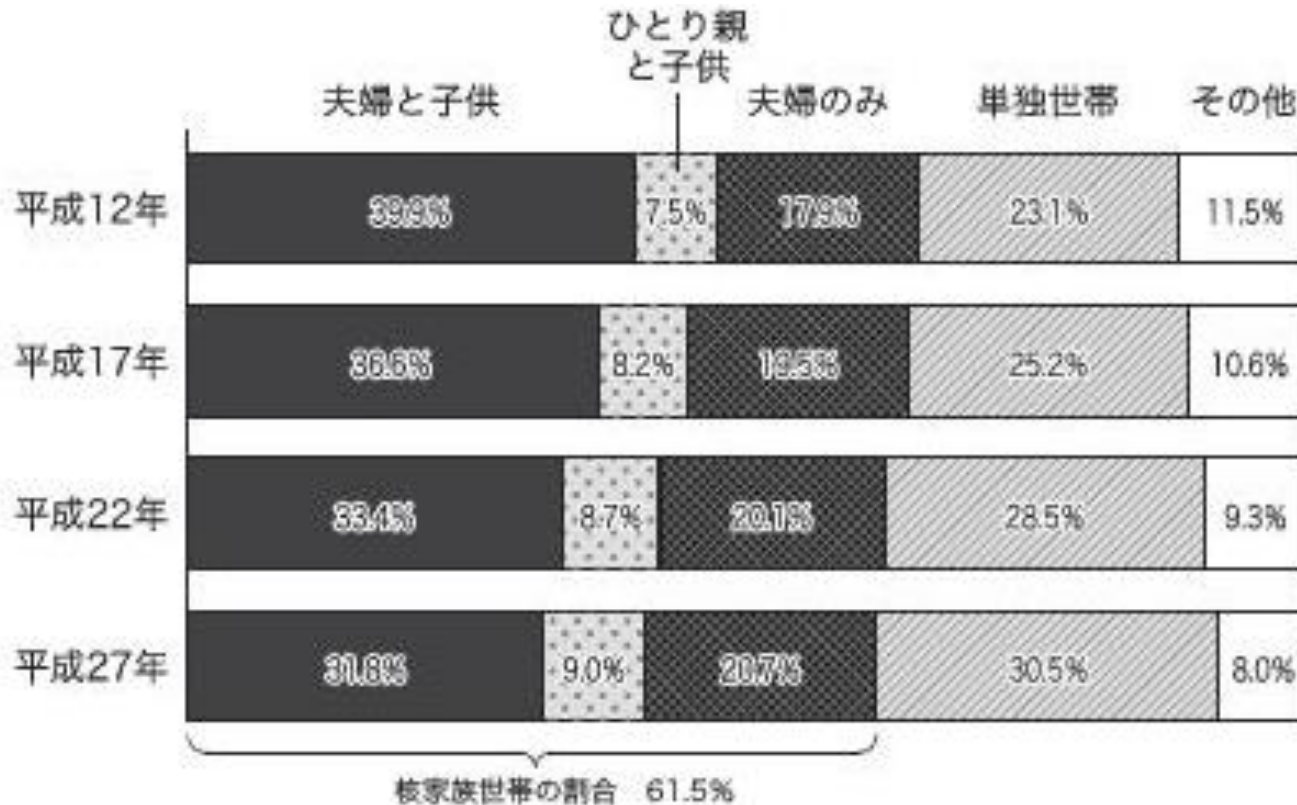


◆ 同感する    ■ 同感しない    ▲ どちらともいえない

出典：埼玉県「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

# 埼玉県の男女共同参画の現状 家庭①

## 核家族世帯の割合

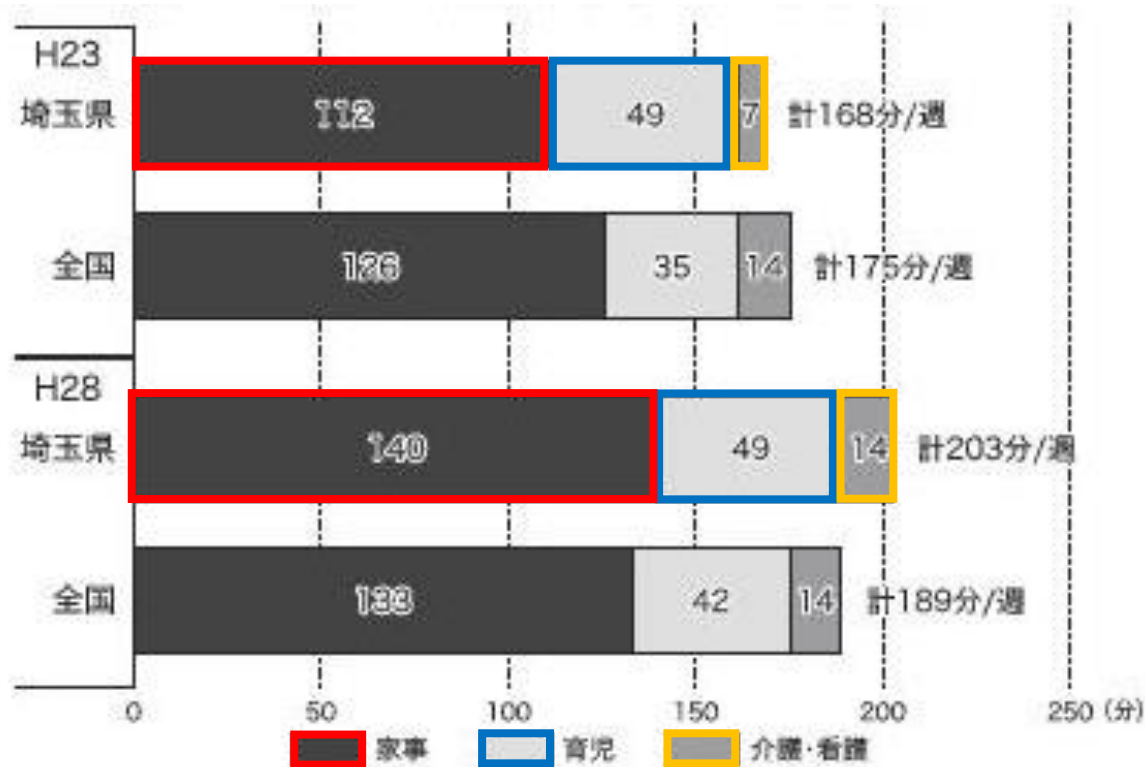


出典：埼玉県「令和3年度版男女共同参画に関する年次報告」  
(総務省「国政調査」より作成)

埼玉県一般世帯数に占める核家族世帯の割合は、61.5%と**全国平均**  
(55.9%)より**5.6ポイント**高く、**奈良県に次いで全国2位**となっている。

# 埼玉県男女共同参画の現状 家庭②

## 男性の家事・育児・介護等の時間数（週当たり）



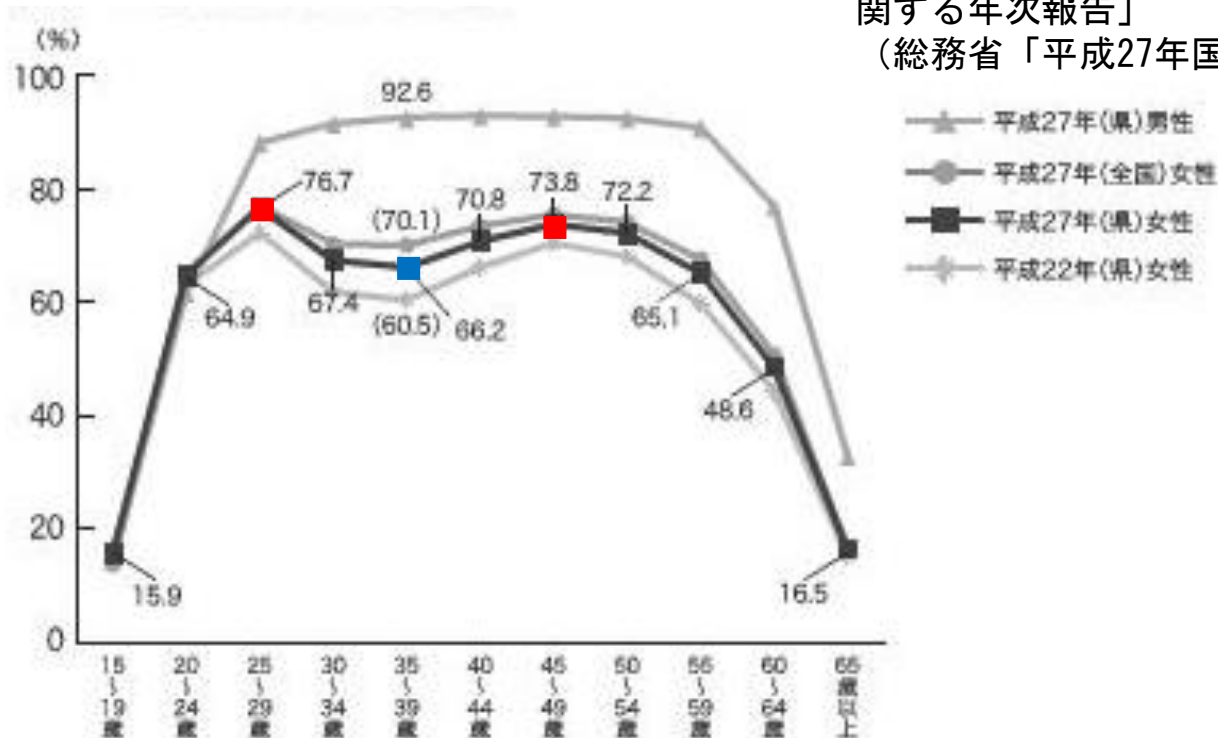
出典：埼玉県「令和3年度版男女共同参画に関する年次報告」  
（総務省「社会生活基本調査」より作成）

埼玉県の10歳以上の男性について、週当たりの生活時間をみると、前回調査時（平成23年）と比べて育児時間は変わらないものの、家事及び介護・看護時間が長くなっている。育児を含めた全体の時間数は35分（1日当たり5分）長くなり、全国平均を上回った。

# 埼玉県男女共同参画の現状 労働①

## 女性の就業率（M字カーブ）

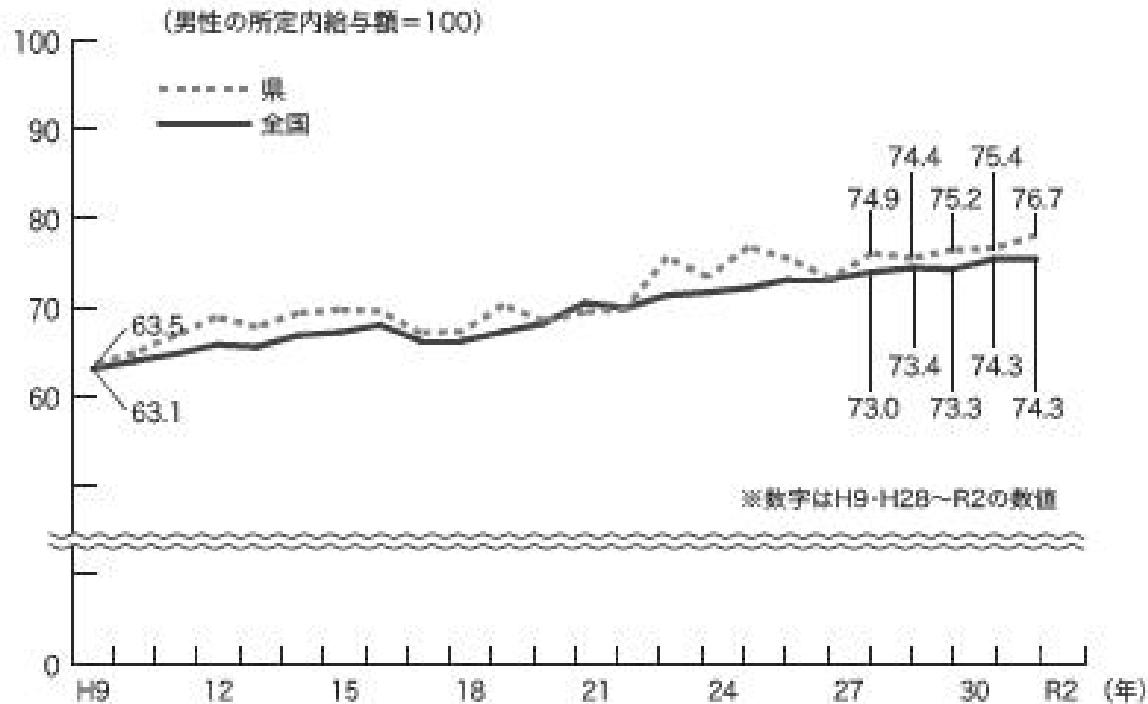
出典：埼玉県「令和3年度版男女共同参画に関する年次報告」  
(総務省「平成27年国勢調査」より作成)



平成27年の埼玉県の女性就業率を年代別にみると、25～29歳の層の76.7%と45～49歳の層の73.8%を2つの頂点として、35～39歳の66.2%を底とするM字型曲線を描いている。出産・子育て期に女性の就業率が大きく低下している。

平成22年より上昇したものの、M字型の底は、埼玉県の男性や全国の女性の数値と比較しても、依然低い状況にある。

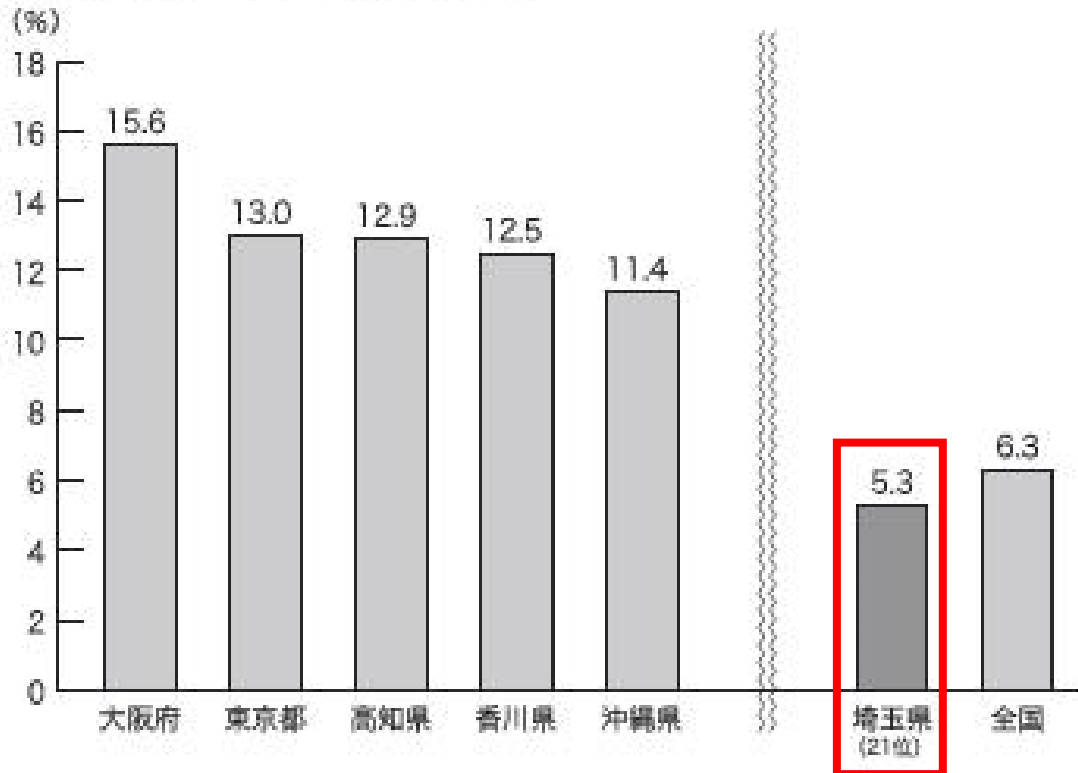
## 男女の賃金格差の推移



出典：埼玉県「令和3年度版男女共同参画に関する年次報告」  
(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成)

男性の一般労働者の平均賃金水準を100とした場合の女性一般労働者の賃金水準の推移をみると、男女間の賃金格差は徐々に縮小されていますが、依然として格差は残っている。

## 自治会長に占める女性の割合



出典：埼玉県「令和3年度版男女共同参画に関する年次報告」  
(内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和3年度）」より作成)

町内会・自治会などの地域活動の参加経験者の割合は女性の方が高いにも関わらず、自治会長の女性割合は5.3%と低い状況にある。

# 埼玉県内市町村の女性参画状況①

市町村議会における女性議員の割合（令和3年4月1日現在）

全市町村議会の女性割合 22.1%

白岡市 22.2% (4/18人)



## 【県内市町村ベスト3】

- 1位 46.2% 新座市 (12/26人)
- 2位 45.5% 越生町 (5/11人)
- 3位 40.0% 三芳町 (6/15人)

出典：埼玉県「令和3年度版男女共同参画に関する年次報告」

# 埼玉県内市町村の女性参画状況②

地方自治法に基づく審議会等(委員会含む)の女性の登用状況(令和3年4月1日現在)

全市町村の審議会等の女性割合 28.5%

白岡市 23.8% (72/303人)



## 【県内市町村ベスト3】

1位	41.2%	日高市	(177/430人)
2位	38.5%	蕨市	(192/499人)
3位	37.3%	久喜市	(293/786人)

※調査時点は原則として令和3年4月1日現在であるが、各市町村の事情により異なる場合がある。  
※広域圏で設置している審議会等の委員数は除いた比率



# 埼玉県内市町村の女性参画状況③

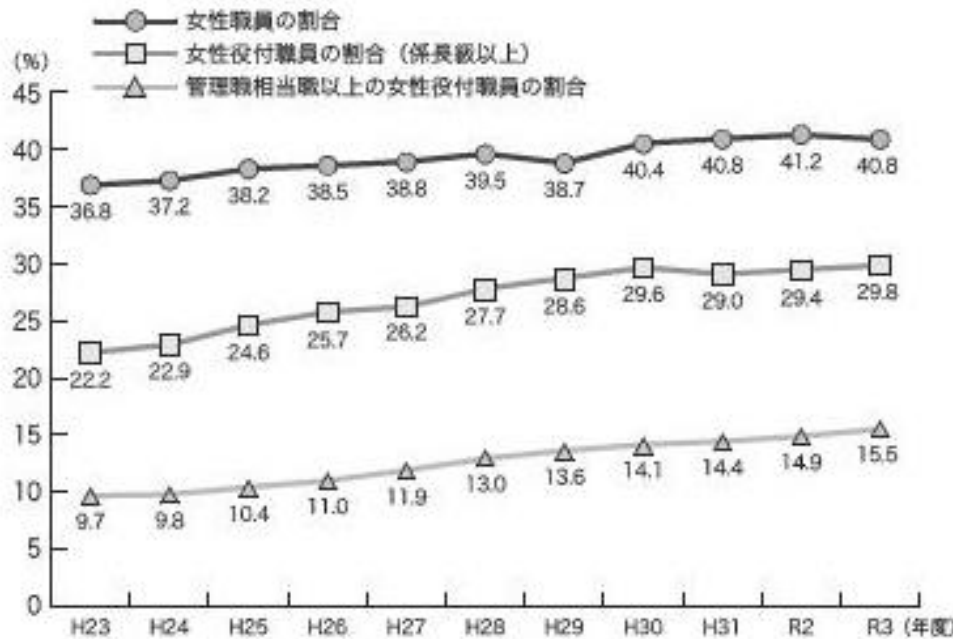
市町村における女性の職員・役付職員の割合（令和3年4月1日現在）

## 全市町村

- ・女性職員の割合 40.8%
- ・女性役付職員の割合（係長級以上） 29.8%
- ・管理職相当職以上の女性役付職員の割合 15.5%

## 白岡市

- 39.7%（151/380人）
- 20.9%（32/153人）
- 18.9%（7/37人）



## 【県内市町村ベスト3】

- ・女性役付職員の割合（係長級以上）
- 1位 48.7% 新座市（153/314人）
- 2位 42.4% 上里町（28/66人）
- 3位 41.5% 横瀬町（22/53人）

## ・管理職相当職以上の女性役付職員の割合

- 1位 30.0% 横瀬町（3/10人）
- 2位 28.0% 秩父市（42/150人）
- 3位 22.2% 小川町（4/18人）
- 〃 〃 上里町 〃

# 「埼玉県男女共同参画基本計画」の概要

## 計画の位置づけ

- ・ 男女共同参画社会基本法及び埼玉県男女共同参画推進条例に基づく計画
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく都道府県推進計画

## 計画期間

令和4年度（2022年度）～令和8年度（2026年度）まで

## 計画策定の趣旨

**県民の皆様からの意見や「埼玉県男女共同参画審議会」の答申を踏まえ、  
県議会の議決を経て策定**

○人口減少・少子高齢化の進行

○新型コロナウイルス感染症拡大  
により顕在化した課題



ますます強く求められる

**男女共同参画社会の実現**

# 計画の基本的な考え方

## 計画の目標

### 男女共同参画社会の実現 ～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～

#### 基本的な視点－全施策を貫く横断的な視点－

#### ① あらゆる分野で男女の人権を尊重する

固定観念や偏見の解消、女性に対する暴力が根絶され、尊厳をもって生きることができる



#### ② 男女共同参画・女性活躍を推進し、多様性に富んだ活力ある社会をつくる

性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮されることにより、活力ある社会をつくる

#### ③ 男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く

男女が相互に協力し、社会的支援を受けながらワークライフバランスを図る

#### ④ SDGsの実現をはじめ国際社会の取組の推進に貢献する

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



## 目指す姿

#### ① あらゆる分野における男女共同参画

- ・政策決定過程への女性参画拡大が進み、豊かで活力ある社会が実現
- ・男性の家庭や地域への参画が進み、男女がワークライフバランスを享受

#### ② 経済社会における女性活躍の拡大

- ・働きたい人が、仕事か家庭かなど二者選択を迫られず能力を発揮。離職後の復職がしやすい環境が整備
- ・ライフステージ等に応じた、多様な働き方が可能
- ・セクハラなどハラスメントの根絶、均等な待遇が実現

#### ③ 誰もが安全・安心に暮らせる社会

- ・女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ・貧困など、生活上の様々な困難に対する多様な支援
- ・性別、年齢、国籍、障害の有無などにかかわらず活躍
- ・男女が妊娠・出産等に関する自己決定権を享受
- ・防災・災害復興分野における女性の参画拡大

#### ④ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う

- ・固定的性別役割分担意識や性差に関する無意識の解消の重要性が浸透
- ・学校現場における多様な選択を可能とする指導
- ・ライフステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方の選択が実現

# 施策体系①

## 目指す姿

## 基本目標

## 施策の基本的な方向

### I あらゆる分野における男女共同参画

(1)  
政策や方針の立案  
及び決定への女性  
の参画拡大

(2)  
家庭と地域活動へ  
の男性の参画拡大

- ・ 県における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ・ 市町村、事業所・各種団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ・ 積極的格差是正措置の具体化の促進

- ・ 女性の人材発掘・育成・活躍の促進

- ・ 男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進

- ・ 家庭と仕事・地域活動の両立の促進

- ・ 子育ての社会的支援

- ・ 介護の社会的支援

# 施策体系②

## 目指す姿

## 基本目標

## 施策の基本的な方向

### Ⅱ 経済社会における女性活躍の拡大

(1)  
働く場における  
女性活躍の推進

- ・ 女性の就業・復職・起業支援
- ・ 女性の就業継続・キャリア形成支援
- ・ 女性活躍に関する情報発信

(2)  
男女ともに働きや  
すい職場環境づく  
り

- ・ 多様な働き方の推進
- ・ 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進  
及び各種ハラスメントの防止
- ・ 様々な就業形態における就業環境の整備

# 施策体系③－1

## 目指す姿

## 基本目標

## 施策の基本的な方向

Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会

(1)  
女性に対する  
あらゆる暴力の  
根絶

- ・ 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- ・ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進
- ・ 性犯罪・性暴力への対策の推進
- ・ 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
- ・ セクハラ防止対策の推進 など

(2)  
生活上の様々な  
困難への支援と  
多様性の尊重

- ・ 生活上の様々な困難を抱えた女性などの自立支援
- ・ 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援
- ・ 障害者、外国人、LGBTQなどの特別な配慮を必要とする人への支援
- ・ 男女共同参画に関する国際理解、国際交流・国際協力の推進

# 施策体系③－２

## 目指す姿

## 基本目標

## 施策の基本的な方向

Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会

(3)  
生涯を通じた  
男女の健康支援

- ・生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進
- ・生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
- ・健康をおびやかす問題についての対策の推進
- ・男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進
- ・医療分野における女性の参画拡大
- ・スポーツ分野における男女共同参画の促進

(4)  
男女共同参画の  
視点に立った防災  
対策の推進

- ・防災・災害復興時における意思決定過程への女性の参画拡大
- ・防災訓練や自主防災組織などにおける男女共同参画の推進
- ・男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の充実

# 施策体系④

## 目指す姿

## 基本目標

## 施策の基本的な方向

### IV

### 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う

(1)  
固定的性別役割分  
担意識や偏見の解  
消

(2)  
男女共同参画の視  
点に立った教育・  
学習の充実

- ・ 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進
- ・ 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援
- ・ メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ
- ・ 男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成 など

- ・ 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進
- ・ 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
- ・ 男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする学習の推進



# 推進指標

## 目指す姿 I あらゆる分野における男女共同参画

### 基本目標 I - 1 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大

審議会などの委員に占める女性の割合	39.2% (2年度)	⇒	42% (8年度)
委員に占める女性の比率が40~60%の審議会などの割合	56.1% (2年度)	⇒	75% (8年度)

### 基本目標 I - 2 家庭と地域活動への男性の参画拡大

男性県職員の育児休業取得率	38.5% (2年度)	⇒	50% (7年度)
地域社会活動に参加している県民の割合	34.2% (2年度)	⇒	41.5% (8年度)
保育所等待機児童数	388人 (3年4/1)	⇒	0人 (9年4/1)

## 目指す姿 II 経済社会における女性活躍の拡大

### 基本目標 II - 1 働く場における女性活躍の推進

女性(30~39歳、40~49歳)の就業率			
(30~39歳)	71.6% (2年)	⇒	75.1% (8年)
(40~49歳)	76.3% (2年)	⇒	79.2% (8年)

### 基本目標 II - 2 男女ともに働きやすい職場環境づくり

多様な働き方実践企業の認定数	延べ3,356社 (2年度)	⇒	延べ4,250社 (6年度)
----------------	----------------	---	----------------

## 目指す姿 Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会

### 基本目標Ⅲ－１ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

配偶者暴力相談支援センター設置市町村数	20市（2年度）	⇒	30市（8年度）
女性の安全・安心ネットワーク参加団体数	31団体（2年度）	⇒	100団体（6年度）

### 基本目標Ⅲ－２ 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重

人権啓発事業の参加者数	180,000人（4年度から8年度の累計）
-------------	-----------------------

### 基本目標Ⅲ－３ 生涯を通じた男女の健康支援

健康寿命 男性17.73年、女性20.58年（元年）	⇒	男性18.50年、女性21.28年（8年）
----------------------------	---	-----------------------

### 基本目標Ⅲ－４ 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

自主防災組織の組織率	91.4%（元年度）	⇒	96.0%（8年度）
------------	------------	---	------------

## 目指す姿 Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う

### 基本目標Ⅳ－１ 固定的性別役割分担意識や偏見の解消

固定的な性別役割分担に同感しない人（全体）の割合	62.8%（2年度）	⇒	70.0%（7年度）
--------------------------	------------	---	------------

### 基本目標Ⅳ－２ 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

新しい「人権感覚育成プログラム」を活用できる教員を育成した学校の割合	49.3%（2年度）	⇒	100%（5年度）
------------------------------------	------------	---	-----------

# 埼玉県男女共同参画推進条例



# 男女共同参画に関する条例の制定状況

男女共同参画に関する条例を制定している市町村（令和3年4月1日現在）

制定している割合 61.9% (39/63市町村)

白岡市 未制定



出典：埼玉県「令和3年度版男女共同参画に関する年次報告」

# 男女共同参画に関する条例の制定状況

市町村名	条例名称	公布日	施行日	市町村名	条例名称	公布日	施行日
1 新座市	新座市男女共同参画推進条例	H12. 6. 15	H12. 7. 1	21 三郷市	三郷市男女共同参画社会づくり条例	H18. 9. 27	H19. 1. 1
2 川越市	川越市男女共同参画推進条例	H13. 12. 21	H13. 12. 21	22 行田市	行田市男女共同参画推進条例	H19. 3. 30	H19. 4. 1
3 桶川市	桶川市男女共同参画推進条例	H14. 3. 28	H14. 4. 1	23 春日部市	春日部市男女共同参画推進条例	H18. 12. 18	H19. 4. 1
4 志木市	志木市男女共同参画推進条例	H14. 6. 24	H14. 7. 1	24 上尾市	上尾市男女共同参画推進条例	H19. 3. 27	H19. 4. 1
5 さいたま市	さいたま市男女共同参画のまちづくり条例	H15. 3. 14	H15. 4. 1	25 富士見市	富士見市男女共同参画推進条例	H20. 6. 13	H20. 7. 1
6 朝霞市	朝霞市男女平等推進条例	H15. 3. 24	H15. 4. 1	26 入間市	入間市男女共同参画推進条例	H22. 3. 29	H22. 4. 1
7 蕨市	蕨市男女共同参画パートナーシップ条例	H15. 3. 27	H15. 6. 1	27 鶴ヶ島市	鶴ヶ島市男女共同参画推進条例	H22. 3. 24	H22. 4. 1
8 上里町	上里町男女がともに輝く町づくり条例	H15. 5. 1	H15. 6. 1	28 久喜市	久喜市男女共同参画を推進する条例	H22. 9. 30	H22. 9. 30
9 八潮市	八潮市男女共同参画推進条例	H15. 12. 25	H16. 4. 1	29 加須市	加須市男女共同参画推進条例	H23. 7. 7	H23. 7. 7
10 吉川市	吉川市男女共同参画推進条例	H15. 12. 18	H16. 4. 1	30 鴻巣市	鴻巣市男女共同参画推進条例	H23. 12. 27	H24. 3. 10
11 嵐山町	“らんざん”男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例	H16. 3. 9	H16. 4. 1	31 川口市	川口市男女共同参画推進条例	H24. 3. 27	H24. 4. 1
12 松伏町	松伏町男女共同参画推進条例	H15. 9. 25	H16. 4. 1	32 川島町	川島町男女共同参画によるまちづくり条例	H25. 3. 29	H25. 4. 1
13 坂戸市	坂戸市男女共同参画推進条例	H16. 6. 24	H16. 7. 1	33 深谷市	深谷市男女共同参画推進条例	H26. 9. 30	H27. 1. 1
14 草加市	草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例	H16. 9. 17	H16. 10. 1	34 狭山市	狭山市男女共同参画推進条例	H27. 6. 29	H27. 6. 29
15 所沢市	所沢市男女共同参画推進条例	H16. 9. 24	H17. 1. 1	35 ふじみ野市	ふじみ野市男女共同参画推進条例	H27. 6. 23	H27. 10. 1
16 和光市	和光市男女共同参画推進条例	H16. 12. 21	H17. 4. 1	36 飯能市	飯能市男女共同参画推進条例	H27. 12. 18	H28. 4. 1
17 越谷市	越谷市男女共同参画推進条例	H17. 3. 31	H17. 7. 1	37 戸田市	戸田市男女共同参画推進条例	H28. 9. 30	H28. 10. 1
18 熊谷市	熊谷市男女共同参画推進条例	H17. 10. 1	H17. 10. 1	38 日高市	日高市男女共同参画推進条例	H28. 12. 22	H29. 1. 1
19 東松山市	東松山市男女共同参画推進条例	H18. 3. 27	H18. 4. 1	39 幸手市	幸手市男女共同参画を推進する条例	H29. 3. 17	H29. 6. 1
20 北本市	北本市男女共同参画推進条例	H18. 3. 31	H18. 7. 1				

# 埼玉県男女共同参画推進条例

平成12年3月24日公布

同年4月1日施行（※第13条の規定は同年10月1日施行）

## 規定内容

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 県の責務
- 第5条 事業者の責務
- 第6条 県民の責務
- 第7条 性別による権利侵害の禁止
- 第8条 公衆に表示する情報に関する留意
- 第9条 県の施策等
- 第10条 埼玉県男女共同参画審議会
- 第11条 総合的な拠点施設の設置
- 第12条 基本計画の策定
- 第13条 苦情の処理
- 第14条 年次報告
- 第15条 委任

# 埼玉県男女共同参画推進条例

## 目的（第1条関係）

この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 定義（第2条関係）

### （1）男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。

### （2）積極的格差是正措置

社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

### （3）セクシュアル・ハラスメント

性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害すること。

# 埼玉県男女共同参画推進条例

## 基本理念（第3条関係）

### （1）男女の人権の尊重

個人としての尊厳を重んじる。女性に対する暴力や男女間での差別をなくし、個人として能力を発揮できる機会を確保する。

### （2）社会における制度や慣行についての配慮

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動に共に参画できるようにする。

### （3）政策や方針の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな分野に参画できるようにする。

### （4）家庭生活における活動と社会生活における活動の両立

家族を構成する男女が互いに協力し、社会支援を受けながら、家庭生活における活動と社会生活における活動を両立できるようにする。

### （5）生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

生涯にわたり、自分のからだの性と生殖に関することについて、ひとりの人間として自己決定を行い、健康を享受できることを尊重する。

### （6）国際的協力

国際社会の一員として、他の国々や国際機関とも連携・協力して取り組む。



# 埼玉県男女共同参画推進条例

## 県の責務（第4条関係）

- (1) 男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、基本理念にのっとり、**男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。**
- (2) 男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組む。
- (3) (1)の施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、**財政上の措置等を講ずるよう努める。**

## 事業者の責務（第5条関係）

基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、**男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。**

## 県民の責務（第6条関係）

基本理念にのっとり、**家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。**

# 埼玉県男女共同参画推進条例

## 性別による権利侵害の禁止（第7条関係）

- (1) 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。
- (2) 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

## 公衆に表示する情報に関する留意（第8条関係）

何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

# 埼玉県男女共同参画推進条例

## 県の施策等（第9条関係）

- ① 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行う。
- ② 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずる。
- ③ あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置を講ずる。
- ④ 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- ⑤ 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行う。
- ⑥ 男女共同参画の取組を普及させるため、男女共同参画の取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行う。
- ⑦ 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずる。
- ⑧ 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項や男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行う。

# 埼玉県男女共同参画推進条例

## 埼玉県男女共同参画審議会（第10条関係）

男女共同参画の推進に資するために、以下の事務を行う。

- ・ 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- ・ 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

## 総合的な拠点施設の設置（第11条関係）

男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置する。

## 基本計画の策定（第12条関係）

- (1) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定する。
- (2) 基本計画は、以下の事項について定める。
  - ・ 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
  - ・ 上記のほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (3) 基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- (4) 基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表する。

# 埼玉県男女共同参画推進条例

## 苦情の処理（第13条関係）

- (1) 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（＝「県民等」）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置する。
- (2) 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、(1)の機関に申し出ることができる。
- (3) (1)の機関は、(2)の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行う。
- (4) (1)の機関は、(2)の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行う。

# 埼玉県男女共同参画推進条例

## ■ 年次報告（第14条関係）

---

毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表する。

## ■ 委任（第15条関係）

---

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

# 男女共同参画普及啓発リーフレット



「みんなですすめよう男女共同参画」（令和2年12月作成）



男女共同参画の視点から考える表現ガイド(平成30年3月作成)



「女医のパイオニアは埼玉出身！ 荻野吟子」マンガPR冊子（令和3年3月作成）



「統計でみる埼玉の男女共同参画」（平成30年3月作成）



男女共同参画の視点を取り入れた「みんなが安心できる避難所運営」のすすめ（平成30年3月作成）

# 男女共同参画に関する情報発信について

## 内閣府男女共同参画局

- ・ 女性の活躍状況の見える化（国・地方公共団体の女性の参画状況など）  
<https://www.gender.go.jp/policy/mieruka/government.html>
- ・ 地方公共団体の男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況  
<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/suishinjokyo/suishin-index.html>
- ・ 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査結果  
取りまとめ  
[https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/seibetsu\\_r03.html](https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/seibetsu_r03.html)

## 埼玉県人権・男女共同参画課

- ・ 男女共同参画基本計画、年次報告書、啓発冊子、ドメスティックバイオレンス（DV）など  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0309/index.html>
- ・ 県・市町村の審議会等委員の公募情報  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0309/danjyo-singikaitouyou/>
- ・ 輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0309/danjyo-jyoseikatsuyaku.html>

## 埼玉県男女共同参画推進センター

- ・ 講座・イベント情報、施設の利用、情報ライブラリーなど  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/>



御清聴ありがとうございました。

